

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査及び各種検診等、町民の健康増進のために必要な事業を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①事業対象者の確認及び台帳の整備 ②事業提供の際に必要な個人情報の確認 ③事後指導や結果(記録)の保存及び管理</p>
③システムの名称	(1)健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健診情報ファイル (2)保健指導情報ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

町民福祉部保険年金課保健センター
〒920-0271 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1 Tel076-286-6101

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインを遵守し、特定個人情報の照会時には、4情報または住所を含む3情報による照会となるよう徹底している。また、特定個人情報を含む情報の取り扱いに際しては、町の情報セキュリティポリシーにより特定個人情報等の漏洩等の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を講じている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務従事職員を含む全職員に対し、情報セキュリティ研修を毎年実施しており、受講状況の管理を所属長及び情報システム担当が行っている。必要な教育・啓発を行った上で、システムへのログインはID・パスワードにより権限のある職員に限定しており、離席時にはログアウトを徹底するなどの措置を講じていることから「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 平成26年内閣府・総務省令第5号第54条	番号法第9条第1項及び別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102の2 の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健 康増進事業」が含まれる項(16の2、17、18、19 の項)	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項及び別表第一の111の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	事後	見直しによる変更
令和7年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(102の2 の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健 康増進事業」が含まれる項(16の2、17、18、19 の項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の 項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる 項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健 康増進事業」が含まれる項(139の項)	事後	見直しによる変更
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更に該当しない
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新設	事後	新様式への変更
令和7年10月31日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設	事後	新様式への変更